【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2019年2月13日

【会社名】 株式会社多摩川ホールディングス

【英訳名】 TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 桝沢 徹

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町一丁目 6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 徳本 潤弥

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町一丁目 6番15号

【電話番号】 03(6435)6933(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 徳本 潤弥

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,286,000円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資さ

れる財産の価額の合計額を合算した金額

666,846,000円

(注)新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合、新株 予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約 権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約 権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額

は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月13日に第51期第3四半期に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、2019年1月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	 2017年4月1日 2018年3月31日	2018年 6 月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第 <u>2</u> 四半期)	 2018年 <u>7</u> 月1日 2018年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日	2018年11月13日 関東財務局長に提出

<後略>

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	_	2017年4月1日 2018年3月31日	2018年 6 月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第 <u>3</u> 四半期)	自至	2018年 <u>10</u> 月 1 日 2018年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日	2019年2月13日 関東財務局長に提出

<後略>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月13日

株式会社多摩川ホールディングス 取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 公認会計士 秋葉 陽 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 溝口 俊一 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸 表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成31年1月25日開催の取締役会において、第三者割当による第9回新株予約権の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

EDINET提出書類 株式会社多摩川ホールディングス(E01864) 訂正有価証券届出書(組込方式)

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。